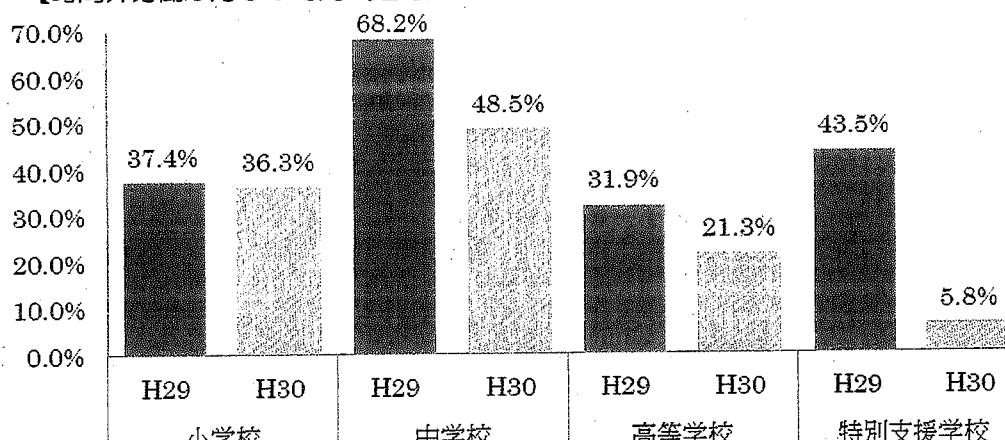


東京都の教員の長時間労働の状況

【時間外労働が月80時間（過労死ライン相当）を超える教員の割合】



(出典：平成31年2月「学校における働き方改革の成果と今後の展開」)



都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（令和元年5月23日策定）

教員の時間外労働は、

原則 1か月45時間、1年間360時間が上限の目安時間となります。

※上限目安時間は、民間企業等に適用される時間外労働の上限と同様となっています。

学校における働き方改革推進プラン

平成30年2月、都教育委員会が策定した「推進プラン」に基づき、各学校では長時間労働の改善に向け、教員の実態に応じた以下のような取組を行っています。

<取組例>

- ・定時退庁日や長期休業期間中等における学校閉庁日の設定
- ・夜間留守番電話の導入
- ・部活動における適切な休養日の設定
- ・学校行事の精選 など